

2009年1月22日
日 本 銀 行

「国債売買基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「国債売買基本要領」（平成11年3月25日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成20年12月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、長期国債の買入れに関し、買入対象国債への変動利付国債および物価連動国債の追加が決定されたことに伴う措置です。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)
中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

「国債売買基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

次の（１）および（２）に掲げる国債とする。

（１）変動利付国債および物価連動国債以外の利付国債（発行後１年以内のもののうち発行年限別の直近発行２銘柄を除く。）とする。

（２）変動利付国債および物価連動国債（それぞれにつき、発行後１年以内のもののうち発行年限別の直近発行２銘柄を除く。）

- 5. を横線のとおり改める。

5. 売買方式

（１）変動利付国債および物価連動国債以外の国債

売買対象先が売買の際に希望する利回りから本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める利回り（以下「基準利回り」という。）を差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

（２）変動利付国債および物価連動国債

売買対象先が売買の際に希望する価格から本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める価格（以下「基準価格」という。）を差し引いて得た値（以下「売買希望価格較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 売買価格

売買価格は、売買先が売買を希望する国債の銘柄ごとに、基準利回りに5. (1)により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格、または基準価格に5. (2)により決定した売買希望価格較差を加えて得た価格とする。

(附則) この一部改正は、平成21年2月2日から実施する。